

旧対策に資することを目的としています。

なお、このマニュアルは、府内の市町村においても、指定等文化財及び未指定文化財の防災対策や災害発生時における行動の指針として、位置づけられるものです。

### (防災対策マニュアルによる事前の備え、被害への対応)

事前の備えとして、文化財に関する防災知識等の習得、平常時からの防災対策の実施、訓練等の実施を求めています。

発生時の対応として、参観者等の安全確保、応急措置、二次災害の防止を、発生後の対応として、被害状況の把握、被災文化財の保全を求めています。

---

## 6 災害発生時の対応

---

### (1) 文化財等の応急対策

「京都府地域防災計画」では、風水害等、震災、石油類流失事故などの災害発生への対応について、その文化財等の応急対策を示しています。

#### (風水害、震災)

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じます。

- ・被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施します。
- ・被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を作ります。
- ・被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにします。
- ・美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置を講じます。

#### (石油類流失事故)

石油類流出事故が発生した場合の府域に所在する文化財の対策を示しています。

### (2) 文化財等の災害復旧計画

京都府地域防災計画では、風水害時の災害復旧計画を示しています。

被災地に存在する文化財については、府及び市町村の文化財所管部局により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定めて、実施します。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合

は、復旧時にはその保護に留意する必要があります。

---

## 7 広域行政としての対応、支援

---

府ではこれまで、阪神淡路大震災や東日本大震災などの災害からの復旧・復興に関わる文化財の調査等に対し、当該府県からの求めに応じて、職員を長期派遣し、支援してきました。これらを踏まえ、近畿圏の府県を中心とした相互応援にかかる枠組みを整備しています。

### (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領)

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、大規模災害等の危機が発生して当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合が連携して行う文化財にかかる各種相互支援内容を定めたものです。

### (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン)

要領に基づいた相互間の迅速な応援を実現するため、被災文化財の救出、状況調査、応急処置、復旧費用の算定等にかかる応援自治体の職員を受け入れる体制作りや、作業に係る留意点について整理したものです。

### (その他連携)

台風や落雷などの災害時についても、特に市町、府県境における消火や文化財レスキュー等における市町及び府県側の協力体制構築を進めていきます。

---

## 8 今後の対策

---

### (1) 対策の方向性

#### (きめ細やかな視点からの取組の強化)

近年の自然災害の頻発により、さまざまな文化財の防災対策が迫られています。文化財建造物の修理により構造強化を図ることも必要ですが、わずかな老朽化や倒木・崖崩れなどの恐れがある箇所を早期に把握できるよう、日常の巡視の中で意識していくことは大きな防災効果があります。

また、災害時に適切な対応ができるように、文化財所有者のための防災対策マ

マニュアルで記された内容を、折に触れて確認しておくことも重要です。

### (国宝・重要文化財防火対策ガイドラインの活用)

**建造物** 消防法令に基づく対応に加え、文化財の特性（建造物、敷地、立地、活用・管理の実態）に応じて個別に防火対策（自動火災報知設備、屋内屋外消火設備、避雷設備など）を講じる必要があります。

**美術工芸品を保管する博物館等** 消防法令に基づく管理体制（火災予防、警報・消火設備等の整備点検、消防訓練）を踏まえ、各文化財の特性や防火にかかる専門的な意見等を総合的に検討し、実施していく必要があります。

### (地域が一体となって文化財を守る体制づくり)

文化財の防災対策を進めるには、文化財が所在する地域が一体となって守っていく枠組みをつくりあげていくことが大切です。文化財所有者に加え、地域住民、自主防災組織、地元の消防局や警察などの関係機関と協力、連携体制を構築していくことが地域で文化財を守る大きな力となります。

## (2) 府の取組

府教育委員会では、各市町村の文化財部局及び文化財所有者の協力を得て、京都府文化財保護指導委員による文化財の巡視を行っています。今後、無住の寺社などが増えていくことが想定されるため、ますますその重要性が増していきます。文化財のきめ細やかな視点による防災対策をより進めていくため、府内の各地域に密着した指導委員の取組の充実を図っていきます。

また、京都市内の文化財を対象として、災害対策・警察・消防・文化財等の行政機関及び関係団体による京都文化財防災対策連絡会が組織されています。積極的に参画し、文化財防災関係の情報共有を図り、その対策を進めます。また、府内の他の市町村においても、このような取組が進むよう求めます。

加えて、京都府文化財所有者等連絡協議会や府の文化財保存活用推進会議を通じて、文化財所有者・管理者、関係者、関係団体等に文化財の防災対策の必要性を広く普及啓発するとともに、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知を図ります。

## (3) 市町村の取組

文化財が密集して所在し、多くの参拝者や見学者が訪れる京都市内では、地域住民が一体となり文化財を火災や災害から守る仕組みの構築に向けた取組が持続

的に行われています。

観光ボランティアガイドなどに防火講習等を実施し、応急処置ができる文化財マイスターの要請や市民による初期消火活動ができる文化財レスキュー体制の構築が進められています。

また、府内各地域においても、市町村等の行政機関と地域住民が一体となって文化財を守る取組が進められています。中でも、毎年1月26日の「文化財防火デー」においては、文化財所有者や地元自治会、消防団・署などの関係機関が連携して、大半の市町村で、定期的に防災訓練が行われています。訓練に際し、地域の文化財をどのように守っていくかについて、絶えず検討を重ねることも重要です。

## 第8章 文化財の保存・活用の推進体制

本章では、京都府における文化財の保存・活用の推進体制及び今後の体制整備の方針を明示しています。さらに、連携する府の関連部局にかかる条例、計画などを記載しています。

### 1 推進体制一覧

京都府	
教育庁 指導部	文化財保護課 学校教育課 (小・中学校教育) 特別支援教育課 (特別支援教育) 高校教育課 (高校教育) 社会教育課 (社会教育)
管理部	管理課 (学校の資産の管理)
知事部局	
危機管理部	災害対策課 (防災対策)
総務部	府有資産活用課 (府有資産活用管理)
府民環境部	自然環境保全課 (自然環境保全)
文化スポーツ部	文化政策室 (天橋立世界文化遺産登録、未指定の文化財の保存・活用)
	文化芸術課 (文化芸術の活用)
商工労働観光部	観光企画室 (観光施策の企画・総合調整)
	観光事業推進課 (府内各地域の観光振興・広域観光等)
	染織・工芸課 (染織工芸事業の振興支援)
農林水産部	農産課 (宇治茶世界文化遺産登録)
建設交通部	都市計画課 (都市計画・景観行政の推進)
	* (文化財に関係した主な業務内容)
関係機関	
	府立丹後・山城郷土資料館 (歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存・活用)
	府立京都学・歴彩館 (京都関係資料の収集・保存・公開)
	公益財団法人京都文化財団 (芸術文化活動の奨励・育成、文化財の保護)
	公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター (埋蔵文化財の発掘調査・研究、調査成果の公開、普及・啓発)
京都府文化財保護審議会	
審議事項	京都府指定等文化財の指定等、文化財の保存及び活用に関する重要事項
委員	文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者 20 名で構成

京都府文化財保護指導委員

主な取組内容 文化財の現状や保管に関する巡視を行うこと。文化財等の所有者その他関係者からの求めに応じ又は必要に応じて文化財等の保存管理に関する指導助言を行うこと

委員 69名（文化財の保護に関する見識を有し、かつ地域の文化財の現状を把握している者）府内全域の各地域に配置

府と市町村との連携会議

京都文化財防災対策連絡会

京都府（教育庁指導部文化財保護課、文化スポーツ部文化政策室、危機管理部災害対策課、警察本部）、京都市（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、消防局予防部予防課、都市計画局都市景観部景観政策課）、関係機関（京都国立博物館、近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所、公益財団法人京都文化財団文化財保護基金室、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、公益財団法人京都古文化保存協会）からなる（文化財防災の情報共有等）

長岡京跡連絡協議会

長岡京跡の調査を行う京都府、京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の発掘調査機関などからなる（調査に係る情報共有、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター取りまとめ）

その他関係する民間団体等

公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟

（文化財の保存と活用にかかる各種事業の推進）

京都府文化財所有者等連絡協議会

（文化財の保存・活用、修理防災等の指導・助言）

一般財団法人川合京都仏教美術財団

（府内の美術工芸品の保存修理の助成、旧灯明寺の文化遺産の保存活用）

公益財団法人祇神会（民俗・無形文化財の保存）

（国選定保存技術保存団体）

公益財団法人美術院

公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会

一般社団法人国宝修理装飾師連盟

祭屋台等製作修理技術者会

文化財庭園保存技術者協議会

一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会

文化財量保存会

日本竹箴技術保存研究会

一般社団法人伝統技術伝承者協会

（府選定保存技術保存団体）

川島織物技術者会

龍村美術染色繡技術保存会

(保存修理事業を行う技能者・技術者を有する、保護継承を行う活動団体)  
一般財団法人建築研究協会  
一般財団法人京都伝統建築技術協力会  
NPO 法人古材文化の会 (古建築及び古材の保存と活用)

なお、その他の国・府・市町村関係団体や民間団体とも連携していきます。

---

## 2 今後の体制整備の方針

---

文化財の保存・活用に関わる行政上の課題や問題点などについては、府及び市町村の関係部局・機関・団体などと、各種の会議などを通じて、情報共有を進めているところです。

しかし、近年多発する自然災害や文化財のき損事例など、さまざまな状況に迅速に対応できるような体制整備が求められています。特に、災害時においては、文化財の状況把握とその対応、情報の集約と発信、的確な指示・指導事項の周知徹底など、最新の状況に応じて必要なところと迅速に情報共有する必要があります。

府では、これらの状況を鑑み、災害発生時の連絡調整の体制などを最新の状況に応じて、随時整備していく方針です。

---

## 3 府関係部局の施策と連携

---

京都府においては、平成 29 年に文化芸術基本法 (平成 13 年法律第 148 号) の改正・施行及び国による文化芸術推進基本計画 (平成 30 年 3 月) の策定を受け、文化の保存・継承から発展、創造及び活用まで、文化政策を総合的に推進するために、「京都府文化力による未来づくり条例」 (平成 30 年京都府条例第 27 号) と、それに基づく「京都府文化力による未来づくり基本計画」 (平成 31 年 3 月、以下「基本計画」という。) がまとめられました。

基本計画では、第 5 節で「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた 7 項目の中に「文化の保存及び継承」が示され、そこで、「伝統文化、生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が述べられています。加えて、府内各地で、文化財を含む「文化資源を生かした地域づくり」や「文化資源を活用した経済の活性化」への具体的な取組が進められています。

こうした取組をさらに進める上で、文化スポーツ部等府関係部局と連携し、本大綱に示す府内の文化財の適切な保存・活用に関する方向性に基づく府の取組として実施していきます。

さらに、京都府では平成 30 年 6 月、知事を本部長とした「観光戦略総合推進本部」を設置し、平成 31 年 3 月には全国屈指の質と量を誇る歴史文化遺産などの、地域資源を生かした観光施策の指針となる「京都府観光総合戦略」 (以下「総合戦

略」という。)が策定され、観光を府の産業の土台を支える総合政策として位置付けています。

総合戦略では、「今後の取組方針と重点プログラム」を述べる中で、「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展として、「地域に残る豊富な有形・無形の文化財の観光活用」を示しつつ、その取り扱いについては、今後制定予定の本大綱において、府における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にすることとされています。

また、令和元年10月に策定された「京都府総合計画」では、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を提示」となっています。

京都府では、これまで条例の趣旨に基づき、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じてきました。また、その推進にあっては、文化庁をはじめ、府教育庁所管課、危機管理部、総務部、府民環境部、文化スポーツ部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部局等の関係各課及び市町(組合)教育委員会等の関係機関・団体、文化財所有者と連携してきました(これら関係部局の条例・計画については、資料3参照)。

本大綱により、今後も庁内関係部局と一層連携し、府内に所在する文化財の適正な保存・活用が図られるよう努めます。

---

#### 4 文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけ

---

府の関係部局が、「もうひとつの京都」など府の施策の推進にあたり、市町村の関係部局と連携しつつ、文化財の保存・活用事業を推進する場合は、文化財が適切に取り扱われるよう、府及び市町村の文化財部局と十分に連絡調整を行った上で進める必要があります。

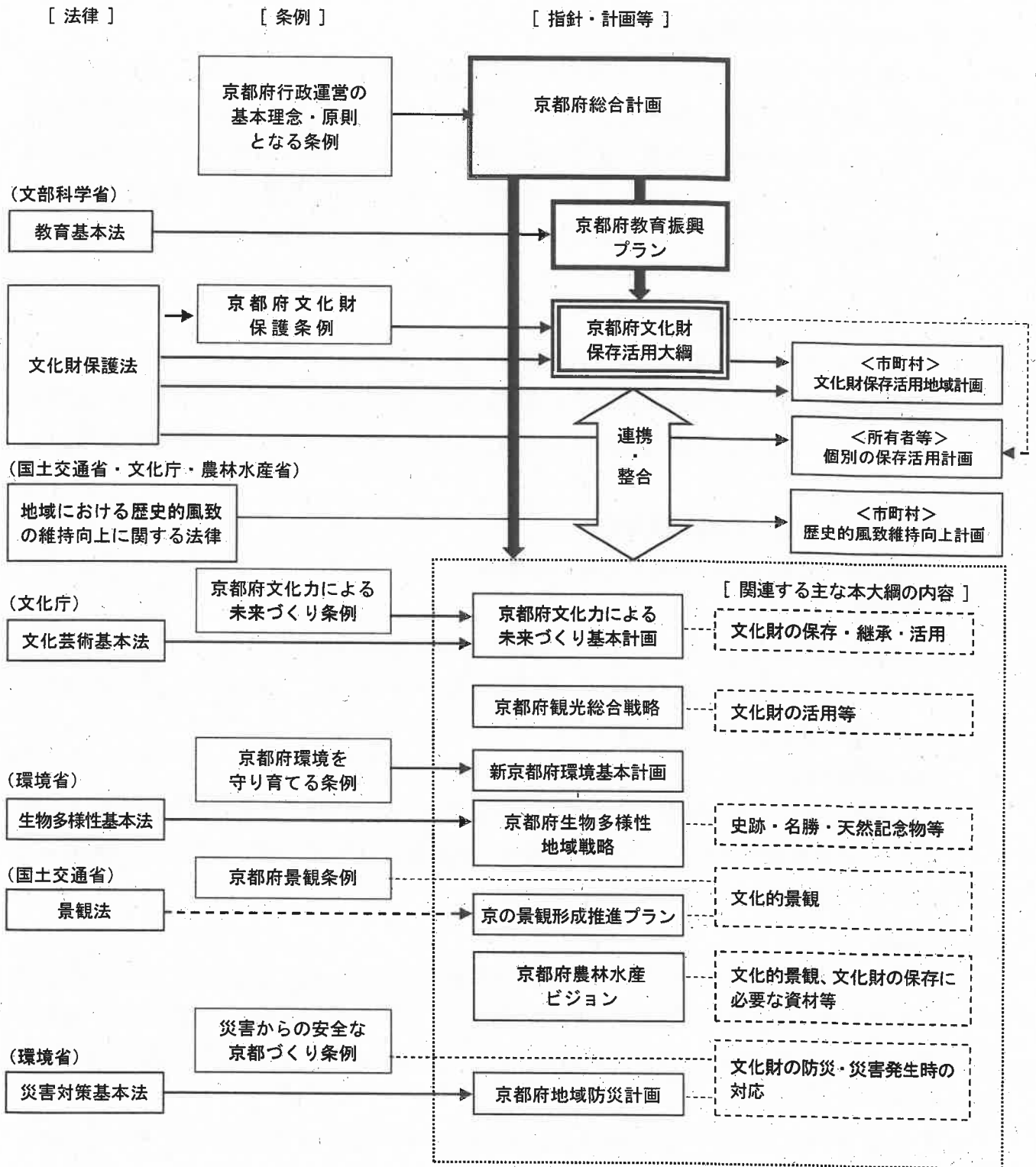
今回の法改正により、地方公共団体による文化財保護に関する事務を、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会をおくことを前提に、当該地方公共団体の長が、管理執行できるとしています。

府内においても既に文化財保護行政の所管が首長部局となった自治体もあります。こうした場合は、府教育委員会の事務処理規定上、特別の定めはありませんが、文化財保護行政の執行に関しては、従前どおり、連携を密にして進めることとし、府教育委員会が、市町村の文化財所管部局に対し、助言等を行うこととなります。

なお、本大綱は、京都府における文化財の保存活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、社会状況の変化や京都府の総合計画の改定の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



# 京都府文化財保存活用大綱と他計画の関連図



\* 計画の詳細は用語解説参照

## 別添資料1 用語解説・参考

### 第1章 2 目的

#### ○「文化財保存活用地域計画」

各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。作成にあたり協議会を設置、協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できます。文化庁長官の認定をうける基準には、当該大綱に照らして適切なものであることとされます。

#### ○「文化財保存活用計画」

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画です。文化庁長官の認定をうけるには、大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものであることとされます。

### 第2章 1 (2) 広域行政単位

#### <京都府内における旧郡名と広域行政区域>

##### ○教育局

京都府の教育行政を担う5つの地方機関。地域の教育振興に取り組む。丹後教育局（丹後地域）、中丹教育局（中丹地域）、南丹教育局（南丹地域）、乙訓教育局（乙訓地域）、山城教育局（山城地域）があります。

##### ○広域振興局

広域的な視点で地域振興に取り組む京都府の4つの地方機関。丹後広域振興局（丹後地域）、中丹広域振興局（中丹地域）、南丹広域振興局（南丹地域）、山城広域振興局（乙訓地域、山城地域）があります。

##### ○区域

なお、歴史的な変遷の中で区域の把握は変動してきました。たとえば、近代以降に成立する京都府の広域行政単位や市町村の合併は、歴史的な旧国域、旧郡域とは、相違しています。旧丹波国は、明治4年の第1次府県統合により、京都府と豊岡県に分かれました。

平成17年に京都市へ編入合併した京北町は、江戸時代は禁裏御料地となっていたほか、元は桑田郡内に位置し、丹波地域（丹波国）に属していました。

現在は中丹地域としている旧加佐郡は古代には丹後国に属し、江戸時代には田辺藩や宮津藩の支配となっていました。明治12年に行政区画としての加佐郡が誕生した後に、

舞鶴市、福知山市大江町、宮津市の一部に分かれ、現在では舞鶴市域と福知山市域が中丹地域、宮津市域は丹後地域に属しています。

このため、府内各地に所在する文化財の特性を考える上では、一定の配慮が必要となる場合もあります。

### 第3章 1 文化財の指定等による保護と継承

#### (1) 文化財の指定等による保護と継承の現状

##### ○「相楽東部広域連合」

相楽東部広域連合は、笠置町・和束町及び南山城村をもって組織され、行政の組織及び運営等に関する事務を行っており、文化財保護条例に基づき、文化財保護行政も取り扱っています。

### 第6章 1 市町村が実施する文化財保護行政への支援

#### (4) 市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援

##### ○「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称：歴史まちづくり法)(平成20年)

この法律は、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」(「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(第1条))の維持及び向上を図り、次世代への継承していくことを目的としています。主な内容は、市町村の「歴史的風致維持向上計画」を国が認定し、認定を受けた計画に基づき、歴史的風致形成建造物の指定など特別の措置ができることとなっています。

### 第8章 3 府関係部局の施策と連携

#### ○「京都府総合計画」

京都府では、令和元年10月「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基づく「京都府総合計画」が策定されました。総合計画は、本大綱の上位計画であり、20年後に実現したい京都府の将来像として「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げた上で、4つの姿が提示され、2つ目の姿に「文化の力で新たな価値を創造する京都府」が示されています。また、分野別基本施策では「文化力による未来づくり」の中で、今後4年間の対応方向・具体方策として「伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進め」とされ、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を示すことに

より、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが示されています。

#### ○「京都府教育振興プラン」

京都府教育委員会では、平成 23 年に今後の 10 年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン 一つながり、創る、今日の知恵一」を策定しています。この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画であり、本大綱の上位計画です。10 の重点目標のうちの一つ「人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」目標では、「京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成」が施策の方向性として掲げられています。

#### ○「京都府文化力による未来づくり基本計画」

京都府の文化の保存・継承から発展、創造、活用まで、文化政策を総合的に推進するため「京都府文化力による未来づくり条例」（平成 30 年 7 月施行）に基づき、平成 31 年 3 月に策定されたものです。本基本計画では、「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた 7 つの柱の一つを「文化の保存及び継承」とし、そこで取り組む方策として、「伝統文化、生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が示されています。

#### ○「京都府観光総合戦略」

平成 30 年 6 月に知事を本部長として設置された「観光戦略総合推進本部」において検討され、平成 31 年 3 月に「あらゆる産業が観光の視点を持って成長するとともに、京都府全体が未来に向かって発展していくための指針として策定」されたものです。7 つの今後の取組方針と重点プログラムの一つ「『もうひとつの京都』構想の深度化と相互連携」では、文化的景観の価値向上や情報発信が、さらに「『京都観光』の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展」では、「有形・無形の文化財や生活文化の観光活用」としての事例が示されています。また、府立山城・丹後両郷土資料館の観光拠点施設としての活用も示されています。

#### ○「京都府生物多様性地域戦略」

生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略として、平成 30 年 3 月に策定されたもので、「新京都府環境基本計画」（平成 22 年 10 月策定）のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けられています。戦略策定にあたっては、生物多様性により京都の文化と観光が支えられていることがその重要性の一つとして掲げられています。個別の資料として示された「京都の庭」「芦生研究林」「『京都府の鳥』オオミスナギドリ」「深泥池の生きもの」「山陰海岸ジオパーク」「地域が一体と

なった希少種の保全活動」等には、史跡・名勝・天然記念物に関連する内容が示されています。

#### ○「京の景観形成推進プラン」及び「景観条例」

平成 17 年 6 月に全面施行された景観法を踏まえて同年 12 月に策定され、平成 19 年 3 月には「京都府景観条例」が制定されました。同条例では、府における良好な景観の形成のための基本理念が掲げられ、そのための施策の一つである「景観法等を活用した景観形成を推進」のなかで、「文化的景観の保存及び活用を図ることにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進」するとしています。

#### ○「京都府農林水産ビジョン～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～」

「農林水産京カプラン」（平成 23 年 3 月策定）を見直し、令和元年 1 2 月に策定されたものです。策定に当たっては、農林水産業や農山漁村の希望ある将来ビジョンを示すとともに、歴史・文化、産業や大学の集積など京都の強みをフルに活かした取組を展開するための戦略が掲げられています。その中には、京料理や和食といった京の食文化としての発信や、寺社仏閣などの建築物に木を使用してきた歴史を踏まえた「京の木」のブランド化など、京都の文化や歴史と関わる施策についても触れられています。

#### ○「京都府地域防災計画」（昭和 38 年 7 月制定、令和元年 6 月改定）

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき策定され、府その他防災関係機関が行う具体的施策が規定されています。「一般計画編」「第 3 編災害応急対策計画」の「第 38 章文化財等の応急対策」では、災害時における文化財等の応急対策が定められています。また、「震災対策計画編」「第 2 編災害予防計画」の「第 12 章文化財災害予防計画」では、文化財分野ごとに現状・方針・内容が定められているほか、4 項目の文化財保護対策がまとめられています。

#### ○「災害からの安全な京都づくり条例」（平成 28 年）

府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府を実現することを目的に制定されたものです。第 37 条において指定等文化財建造物の安全性の確保等が定められています。

## 別添資料2 京都府の文化財各分野の現状と課題

### 1 建造物、伝統的建造物保存地区、文化財環境保全地区

#### (1) 調査、指定

暫定登録文化財を対象に詳細調査を実施し、府指定・登録へと繋げるとともに、国に対しては重要文化財の指定に向けた積極的な取組が求められています。また、近代化遺産、近代和風の建造物の指定についても今後の課題です。

一方、文化財保護行政の多様化によって、建造物の調査等に必ずしも十分な時間が取れないことや、実際に調査を進める中で、所有者の理解を得ることが難しい、といった課題があります。

#### (2) 管理

社会の変化により、管理に目が行き届かない社寺が増加し、アライグマなどの動物による被害も多発しています。所有者のみで適切に維持し、将来にわたって継承することは困難となっています。その維持管理を広く地域全体で取り組むような環境をつくり出すことが必要です。

#### (3) 防災・防犯対策

防火対策は、大多数は木造のため最も重要です。建物本体のみでなく、周辺からの延焼防止といった観点から、周囲の環境も含めた広域での保全対策も必要となります。

また、き損などの犯罪行為が近年多発しており、監視カメラの設置など防犯設備も重要です。地元の消防や警察等との連携を含め、地域全体で文化財を見守り、災害発生時の協力体制を整備することが望まれています。

自然災害に対しては、適切な周期での保存修理による強度保持の必要性はもとより、日常の維持管理の中できめ細かな対応を行う必要があります。

#### (4) 修理

保存修理は、一定の周期で実施することが求められ、劣化・破損した部分を修理して健全な姿を保つことが第一義です。指定文化財の保存修理工事では、創建時の姿に復原整備する場合があります。伝統的な技術により修理するのが原則であり、その豊富な経験をもつ技能者が必要となります。そのため、技術の向上や後継者育成は大きな課題です。

また、保存修理の費用についても課題です。国や府の補助制度はあるものの、所有者の負担は大きく、今後、社会の変化などにより、その費用を負担できなくなる状況

が見込まれます。

## (5) 活 用

これまでから取り組んでいる文化財の価値や修理事業の必要性を広く普及啓発することも活用の大きな目的の一つです。また、保存修理の財源を確保するため、文化財を広く公開し、寄付金を募るといった方法等も考えられます。

## 2 美術工芸品

### (1) 調査、指定

社寺の宝物庫などに所蔵され、内容が明らかになっていない資料が数多くあるため、市町村や大学等と連携した基礎的な調査が必要です。しかし、資料が膨大であるなどして、調査が長期間に及ぶものも多く、また専門家による詳細な調査が必要であるものの、文化財行政の多様化により、十分な調査が必ずしもできていない現状があります。加えて、文化財指定後の保存環境での規制等のため、指定への同意が得られないこともあり、これも課題となっています。

### (2) 管 理

相続・売買の際は適切な法手続きを行い、所有者を明確にしなければ、文化財の所在不明につながる危険性があります。

また、素材が脆弱な紙、絹、木材などの非常に微細・繊細なものが多く、適切な維持・管理が不可欠です。例えば、社寺の建造物等に安置され、宗教行事等で使用される場合は温湿度の管理などが課題です。補助制度があるものの、その費用は所有者には大きな負担となっています。

### (3) 防災・防犯対策

保存施設自体の補強に加え、周辺環境の維持などきめ細かな災害対策が必要です。十分な防災・防犯対策が困難な場合は、適切な保存施設への寄託が最も有効です。

### (4) 修 理

多くは素材が脆弱なため、経年劣化により例外なく修理の必要が生じています。修理の技術は、伝統的な技術と学術的根拠に基づく高度な技能が必要です。修理技術は、伝統産業の技術とは別の技術体系ですが、その違いを認識しないで修理がなされる場合があります。また、絵画や彫刻など、種別ごとでも手法等が異なります。

修理費用の面でも、所有者の負担が大きいことが課題となっています。